

生駒市訓令甲第2号

生駒市文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月28日

生駒市長 山下 真

生駒市文書取扱規程の一部を改正する訓令

生駒市文書取扱規程（平成9年12月生駒市訓令甲第9号）の一部を次のように改正する。

第14条中「助役」を「副市長」に改める。

第16条第1項中「及び部」を「、部及び局」に改める。

別表の20年保存の項第6号中「、助役及び収入役」を「及び副市長」に改める。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号(第10条、第11条、第19条関係)

起 案 用 紙

保 存 期 間		20年	10年	5年	3年	1年	常用	
文 書 分 類	大分類	中分類	小分類	フォルダー名称				
年 月 日起案		年 月 日決裁			年 月 日施行			
市長・専決権者	副市長	部長	次長	課長・主幹・課長補佐・施設長				
合議					係長・主査			
					起案者			課
あて先					氏名			印
					課員			
発信者名					公印使用欄			
市長	副市長	部長	次長					
課長	市	部	課					
施行・取扱上の注意					部			
					年	月	日	
					検印者			
					印			
件名								
このことについて、								

附 則

この訓令は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。